

航空事故の減少と航空交通の利用促進を図るために、**航空行政を取り巻く状況やニーズに対応して、航行の安全を確保しつつ、航空分野が健全に発展し続けるよう多岐にわたる業務を担当しています。**

1. 航空機の安全性確保に関する業務

航空機の安全性を確保するために、航空機の**耐空性や環境適合性の基準等を策定**すると共に、航空機がこれらの基準に適合しているかを確認するために、機体一機毎に**耐空証明検査を実施**しています。この他、航空機の型式毎に設計・製造過程の基準適合性を確認する**型式証明検査等**を通じて航空機の安全性の確保に努めています。



耐空証明検査
書類チェック・地上試験のあと飛行試験を実施



コックピットに搭乗して、通常の運航では使用されない機能等を検査



(座席の動的荷重試験)
国内で製造され、輸出される航空製品の安全性について確認

2. 航空関連施設に関する業務

航空機の整備等を行う事業場は、国の認定を受けることで、本来**国が行う業務の一部を国に代わり実施**することができます。その際、国内外の申請者に対し、設計・製造・整備等の能力・体制に関する審査、認定及びその後の監督を行っています。このように、**民間の能力を最大限に活用**した、簡素で合理的な行政システムの推進に努めています。



大型機の重整備を行う事業場



エンジンのオーバーホールを行う事業場

3. 航空会社の指導・監督に関する業務

航空会社



格安航空会社(LCC)の参入

peach



指導
監督

事前審査・事後監査

運航及び整備の方法や体制を具体的に定めた規程類の審査を通じて、必要な情報収集、技術的分析、トラブル等の処置の判断が確実に実施できる能力を有しているかについて書類検査・実地検査を行うことで、航空会社が行う運航及び整備の安全性をチェック



各部門にヒアリング



飛行前の業務
状況を確認



飛行中の業務
状況の確認



飛行間の業務
状況を確認



訓練状況の確認



訓練記録等の
書面を確認

審査に合格した規程類に従って適切に業務が実施されているかについて、定期的及び随時に本社や運航・整備の現場等に立入検査を行うなど、専門的かつ体系的な監査を高頻度で実施

4. 新型旅客機の開発支援と安全審査

①国産ジェット旅客機開発プロジェクト

平成19年10月、日本の企業による民間旅客機の開発計画がスタートしました。我が国では、YS11以来約半世紀ぶりとなる国産旅客機の開発になります。“日の丸ジェット”の開発は、日本の航空業界の長年の夢であり、**政府全体で支援するプロジェクト**となっています。国土交通省は、**航空機的设计・製造過程について、安全面での検証（型式証明）**という形で関わっていくこととなります。

②型式証明とは？

型式証明とは、航空機の開発にあわせて、設計の図面審査や試作航空機を使った地上試験・飛行試験、騒音測定試験などを行うもので、申請を受けてから証明書を発行するまで数年を要する大変な作業です。通常の運航を想定した性能、機能確認のほか、乗客乗員の脱出試験、酷暑・酷暑試験、エンジンを停止した緊急着陸試験など、非日常的な試験も行います。

設計責任国の役割

1. 型式証明

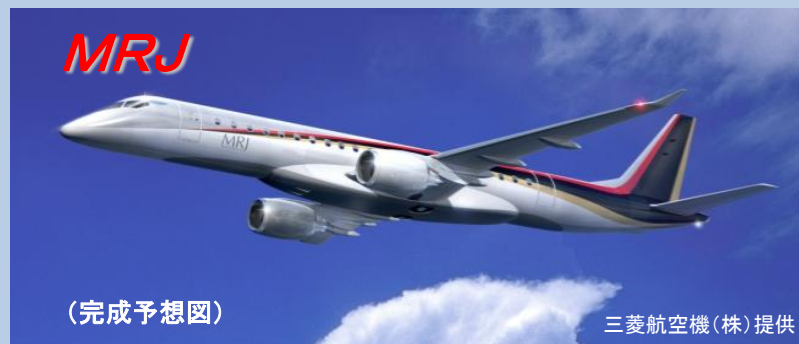
設計責任国は、航空機の開発にあわせて、設計図面の審査や試作航空機を使った各種試験等を行い、航空機の型式ごとに安全性を証明する**型式証明**を交付します。

2. 外国当局のMRJ運航許可

各国航空当局は、日本の型式証明を元にMRJの安全性を信頼し、運航を許可します。よって、**型式証明の付与は設計責任国として非常に大きな責任**が伴います。

3. 十分なサポート体制の確立

就航後も、機材不具合に起因するトラブルの対策等、**十分なサポートが製造国政府として重要な責務**となります。



- ▶我が国で初めて開発するジェット旅客機（70～90席クラス）
- ▶今後20年、世界で5000機以上の需要が見込まれる70～90席クラス（リージョナルジェット機）の市場に投入

型式証明のすすめ方



5. 外国航空機の安全対策

近年、航空輸送の増大に伴い、我が国に乗り入れる外国航空会社の航空輸送量も右肩上がりに増加しています。国際運航を行う航空機については、国際条約により、当該航空機の登録国が運航の安全確保に関する責務や当該航空会社の安全監督責任を持つのが原則ですが、平成19年に発生した那覇空港における中華航空機炎上事故や関西国際空港におけるエアカナダ機の滑走路誤進入事案のように**外国航空機による事故・トラブル等**が我が国において発生し、我が国の国民が外国航空機の事故等に巻き込まれるケースが頻発しています。

そこで、外国航空機に対する安全監視を強化するため、我が国に就航する外国航空機に対して、国際条約により認められている外国航空会社に対する立ち入り検査（**ランプインスペクション**）を実施し、航空機の運航及び機体の安全性の面から検査を行っています。検査の結果、問題点が発見された場合には、**その航空機の登録国の外国政府に通知し、是正を求める**こととしています。また、外国航空機による事故・トラブルの情報、外国が行ったランプインスペクションの情報及び外国当局による安全対策に係る情報等を**幅広く収集、分析し、結果を次回以降の検査に反映**させることで、ランプインスペクションの強化を図っています。

このように、充実した外国航空機の検査体制を整備することで、我が国の航空機輸送のより一層の安全確保と効率的な運航の実現を目指しています。

多発する外国航空会社の事故等

○H19. 8. 20 (那覇空港)
中華航空機が到着後に
爆発炎上



○H21. 3. 23 (成田空港)
フェデラルエクスプレス航空の
横転、炎上事故 (乗員2名死亡)



ランプインスペクションの充実・強化



問題点が発見された場合、運航国政府へ通知